

## 報告書（素案）に対する構成員等からの意見とそれに対する考え方（案）

NO	回答者所属	対象	意見・質問	理由	意見に対する考え方（案）
<b>報告書（素案）全般について</b>					
1	宮城県 石巻地区広域行政事務組合消防本部	全般	小規模消防本部では、特殊な機能を要求しているわけではないと思われず。全国標準的な調達仕様書及び装置、工事費等の積算を作成していただきたい。保守業務においても標準的な委託仕様書及びライフサイクルコストを示してほしい。また、これら入札のための総合評価方式の標準的な評価書等や長期継続契約等のひな型を示していただけないか要望します。	これらによってシステム更新に係るプロセスが簡略できるほか、装置等のコスト低減が期待できると思います。	消防指令システムや消防救急無線については、700を超える消防本部毎に、その規模や地域特性等により必要な設備構成や機能等の要件が異なることから、共通の調達仕様書や評価書等の策定を行うことは困難と考えます。 また、仮に仕様書等の例を作成したとしても、各消防本部における調達の際には、全体にわたって技術の進展に伴う見直しが必要になると考えます。 さらに、工事費等については、事業者間の競争により決定されるべきものであり、標準価格に従い入札価格等が決定されることは独占禁止法に抵触するおそれがあることから、本研究会でそのような基準を示すことは適当でないと考えます。
2	静岡県 駿東伊豆消防本部	全般	ガイドライン内に調達仕様書の根幹となる書面（仕様書）例の記載が必要と考える。（ガイドライン内にポイントとして記載されているが、イメージが描けにくい。） (1) 消防救急無線を更新する場合の仕様書例または例示 (2) 消防指令システムを更新する場合の仕様書例または例示 (3) 両システムを更新する場合の仕様書例または例示		消防指令システムや消防救急無線については、700を超える消防本部毎に、その規模や地域特性等により必要な設備構成や機能等の要件が異なることから、本研究会において共通仕様の策定までを行うことは困難と考えます。 いただいたご意見は消防庁において今後の参考とさせていただきます。
3	島根県	全般	インターフェースのみではなく、基本となるシステムそのものを消防庁仕様として示して頂きたい。 また、消防庁仕様をメーカー等に開示し、発注仕様書に「消防庁仕様」と記載することにより、メーカー等がシステム構成を容易に設計できるように周知して欲しい。	各消防本部内には必ずしも技術的に詳しい職員が在職しているわけではなく、規模の小さい消防本部はメーカーの助言に頼まざるを得ない状況と思料します。 したがって、消防庁仕様のインターフェースはもとより、システムの提示及び周知されれば、対応に苦慮している消防本部等は、参考とされるのではないかと考えます。	消防指令システムや消防救急無線については、700を超える消防本部の規模や地域特性等により必要な設備構成や機能等の要件が異なることから、これらのシステムの共通仕様の策定については、その必要性を含めた慎重な検討が必要と考えます。
4	静岡県 駿東伊豆消防本部	全般	各消防本部既設メーカーに関する情報（連絡）は容易に確認することができるが、他メーカーについての情報について、乏しい場合がある。また、新たに参画するメーカーについての情報は、なかなか知り得るものではないため、消防庁管理の元、情報提供ということで、各社代表連絡を明記する必要があると考える。（RFIやRFCを実現するために） (1) 消防救急無線に係る会社連先一覧の明記 (2) 消防指令システムに係る会社連先一覧の明記		本研究会又は消防庁として（今後の新規参入事業者を含めた）全てのメーカーを把握する術はなく、一部のメーカーのみが含まれる一覧を作成・配布することは公平性の観点から適切ではないと考えます。 RFIやRFCの実施に当たっては、特定のメーカーに声をかけるだけでなく、広く情報や意見を募ることが適当と考えます。
5	静岡県 駿東伊豆消防本部	全般	事業者に対する説明や意見への対応等があるが、専任職員を置けない消防本部もあるため、このような案件に対し補助する機関、コンサルタント等についての明記が必要と考える。		本研究会又は消防庁として全てのコンサルタント事業者を把握する術はなく、一部のメーカーのみが含まれる一覧を作成・配布することは公平性の観点から適切ではないと考えます。 コンサルタント事業者の情報については、消防本部間の事例共有の仕組み等を活用して情報収集を行っていただくことが適当と考えます。
6	岡山県 笠岡地区消防組合消防本部	全般	本素案の内容について説明・研修会等を開催していただきたい。	内容が専門的で、表現も抽象的になっているため、この素案により作成された共通仕様が、当本部のシステムにどのように波及してくるのか予測ができませんでした。また、回答期限が短いため、保守業者に確認することもできません。	いただいたご意見は消防庁において今後の参考とさせていただきます。
<b>検討経緯について</b>					
7	岡山県 岡山市消防局	2.3.2. 構成員からのプレゼンテーション	2.3.2項9行目、「駿東伊豆消防本部の例のように、」の記載について、引用を示すか削除いただいた方がよいのではないのでしょうか。	参考資料の構成員からのプレゼンテーション資料には記載される見込みと思料しますが、本文中には記載がないように思われるため。	ご意見を踏まえ、本文中に、異メーカー間接続における課題が広域化の際に障壁となり得ることが駿東伊豆消防本部から示されたものであることを明記します。
<b>共通インターフェース仕様の策定について</b>					
8	神奈川県 小田原市消防本部	2.5.1.1) 共通インターフェース仕様の活用	「共通インターフェース仕様については、現行の消防指令システムや消防救急デジタル無線で使用されている機能、原則としてすべてインターフェース仕様を規定する方針のもとで策定作業が進められている」と記載されていますが、過去の資料をみますと必ずしもすべての策定作業が進められていないと考えます。	セレコール通信、チャネルグループピング、AVM動態の無線送信、無線バックアップ、無線基地局選択など業務影響が発生するケースが危惧されます。	共通インターフェース仕様の検討における各機能の取り扱いについては、報告書（案）の表2-4 検討機能一覧の通りです。当初の方針通りに作業が進められていますが、必ずしも全ての機能の係るインターフェース仕様が規定されていないのは、その実現に当たって消防指令システムと消防救急無線の接続が必要ない場合もあるためです。

# 報告書（素案）に対する構成員等からの意見とそれに対する考え方（案）

NO	回答者所属	対象	意見・質問	理由	意見に対する考え方（案）
9	北海道 とちぎ広域消防局	2.5.1.1) 共通インターフェース仕様の活用	「現行の消防指令システムや消防救急デジタル無線で使用されている機能は、原則としてすべてインターフェース仕様を規定する方針のもとで策定作業が進められている～」となっているが、AVMの位置情報による車載型無線機の自律チャンネル切り替え、指令台操作による車載型無線機の遠隔チャンネル切り替え、複数基地局の異チャンネルグルーピングの機能は規定することとされているか。	当消防局での運用において必須の機能であるため。	共通インターフェース仕様の検討における各機能の取り扱いについては、報告書（案）の表2-4 検討機能一覧の通りです。AVMバックアップや異チャンネルグループ機能についても検討が行われています。
10	新潟県 十日町地域消防本部	2.5.1.1) 共通インターフェース仕様の活用	消防指令センターと消防救急デジタル無線が異なるメーカーの場合のAVM運用について	消防指令センターと消防救急デジタル無線が異なるメーカーの場合のAVM伝送路として、現行ではFOMA回線を活用することにより、相互のデータ通信が可能になるかと思いますが、FOMA回線を使用した伝送路は、ランニングコストが高額となることから、消防救急デジタル無線を伝送路として運用している消防本部もあります。 また、消防指令センターの共同運用を検討する場合、新たに設置する共同指令センターと各消防本部で使用している既存の消防救急デジタル無線メーカーが異なることが想定されますが、この場合も前述のようにFOMA回線を活用しなければAVMと消防指令センター間でデータ通信が行えないため、経費削減を目的とする共同指令センターでありながら、高額なランニングコストが発生するため、共同化が進まない一つの要因であることも想定されます。 このような事から、消防指令センターと消防救急デジタル無線のメーカーが異なる場合でも、消防救急デジタル無線を介してAVMのデータ通信が行える仕様となるよう検討していただくことを希望いたします。	共通インターフェース仕様の検討における各機能の取り扱いについては、報告書（案）の表2-4 検討機能一覧の通りです。AVMバックアップについても検討が行われています。
11	岩手県 一関市消防本部	2.5.1.1) 共通インターフェース仕様の活用	本報告書との関連性はないものの、消防指令システムを構成する車両運用端末装置の共通インターフェースについても今後の課題として検討をお願いしたい。	車両運用端末装置は現在の消防車両については、必要不可欠な装置であるが、消防指令システム本体の更新によりメーカーが異なる場合、全面更新がその前提となり財源的負担が大きい。消防広域化の前段として、消防指令システムの共同運用を推進する場合における大きな課題となっている。	同上
12	岡山県 岡山市消防局	2.5.1.1) 共通インターフェース仕様の活用	共通インターフェース仕様の詳細は、現在分かりかねますが、消防指令システムと複数事業者の消防救急無線を接続する際の仕様は含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	今後、消防の広域化や消防指令業務の共同運用が進捗する際に、消防指令システムと消防救急無線の事業者が1対Nになることも想定されます。その場合、基地局－無線回線制御装置間のインターフェースは規定されないと思いますが、主運用波や統制波に関しては、考え違いがあるかもしれませんが、制御主体は無線回線制御装置ではなく指令制御装置側となることが考えられるため。	1対Nの構成の場合であっても、現在TTCで検討中の共通インターフェース仕様の適用は可能と考えます。
13	岩手県 一関市消防本部	2.5.1.1) 共通インターフェース仕様の活用	本報告書の前提としては、消防指令1システムに対し、消防救急無線1システムである。消防指令1システムに対し、複数の消防救急無線システムを想定に加えながら、検討を行う必要がある。	消防指令システムと消防救急無線の整備年度が異なる消防本部において、消防指令システムの共同運用を検討する場合には、複数の消防救急無線システムを一つの消防指令システムで運用することが想定されるため。	同上
14	神奈川県 秦野市消防本部	2.5.1.1) 共通インターフェース仕様の活用	共通インターフェース仕様を標準仕様書で明示し、異メーカー同士の接続で条件が発生しないようにした方がよいと考える。	標準仕様が示されなければ、メーカーはそれぞれのインターフェース仕様で製造することになると考えられるから。 また、異メーカー同士の接続で調整料・調査費用名目が加算され価格が上昇することのないよう、JIS規格の様な汎用性のあるインターフェースが望ましい。	共通インターフェース仕様は、TTCの文書として公開される予定です。
15	宮城県 延岡市消防本部	2.5.1.1) 共通インターフェース仕様の活用	共通インターフェース仕様の策定作業が進められていますが、具体的な確定時期について目処は立っているのでしょうか。	延岡市消防本部の指令台の全更新時期が平成33年度となっているため早急な対応が必要となっています。 さらに複数の消防本部と共同運用となった場合、異なったメーカーとの仕様書作成は現行のインターフェース仕様では様々な問題が発生すると思われる。	共通インターフェース仕様については、来年度中の策定を目指して引き続き検討が進められる予定です。
16	大阪府 堺市消防局	2.5.1.1) 共通インターフェース仕様の活用	「1) 共通インターフェース仕様の活用」において当該仕様の策定作業が進められている、と記載があり、当該研究会の主眼はまさにこの仕様策定だと確信しているのですが、「2) 共通インターフェース仕様のメンテナンス」において、当該研究会は一旦活動を終了することとし、TTCの進捗しだいというように見受けるが、最後まで責任を持って消防機関及び消防指令システム構築担当者の利益となるようTTCを後押しするような態勢を継続すべきではないか。	「原則としてすべてインターフェース仕様を規定する方針」を早期に貫徹することが、システム更新を実施する消防本部にとって最大の利益につながるものであり、当該報告は、単なる中間報告に過ぎないと思えないため。 合わせて、セキュリティ確保の観点から共通インターフェース仕様の公開についての記述があるが、セキュリティ確保と共通インターフェース仕様の問題は次元が違うので、セキュリティ対策については別の問題として取り扱うべきではないか。	TTCにおける共通インターフェース仕様の検討については消防庁も参加しており、来年度も引き続き検討を進める予定です。
17	神奈川県 茅ヶ崎市消防本部	2.5.1.1) 共通インターフェース仕様の活用	共通インターフェースの仕様を策定することで、メーカーが限定されることなく、さらに指令システムと消防救急無線を個別に契約できるようになるため、経費の削減につながると考えています。		報告書（素案）の内容に賛同するご意見として承ります。

# 報告書（素案）に対する構成員等からの意見とそれに対する考え方（案）

NO	回答者所属	対象	意見・質問	理由	意見に対する考え方（案）
18	山梨県 東山梨消防本部	2.5.1.1) 共通インターフェース仕様の活用	インターフェースが各社の仕様によりつくられることにより、今まで指令台、デジタル無線の更新にも制限があり、更新費用も高額になってしまいが、共通インターフェースにより、全ての設置業者に競争入札ができ、安価で更新が可能となるので早めの共通インターフェースの開発を要望します。また、県下に1ヶ所又は2ヶ所の指令センターの設立についても大きな意味を持っていると考えます。	指令台、デジタル無線の更新費用が安価になるため	報告書（素案）の内容に賛同するご意見として承ります。
<b>共通インターフェース仕様のメンテナンスについて</b>					
19	日本電気株式会社	2.5.1.2) 共通インターフェース仕様のメンテナンス	研究会の2つの目的の一つである「共通インターフェース仕様の策定」の今後に関しては、P30 2.5.1 2)共通インターフェース仕様のメンテナンスの項に記載しております。 ですが、もう一つの「整備の仕様書の記載内容等の留意まとめ（ガイドライン）」の今後に関しては、記載がありません。 「ガイドライン」のメンテナンスについては、共通インターフェース仕様のように、TTC の場を活用し各メーカーの協力で続けることにはそぐわないと考えます。 ガイドラインのメンテナンスについても、第3章内に今後の扱いの記載をいただくことを提案します。		ご意見を踏まえ、ガイドラインについても将来的に見直しが必要となることを追記します。
20	東京都 東京消防庁	2.5.1.2) 共通インターフェース仕様のメンテナンス	「共通インターフェース仕様については、TTCの場を活用して各メーカーの協力のもとでメンテナンスが続けられることが期待される」とありますが、「共通インターフェース仕様については、TTC等の活用を含め、各メーカーと関係機関が継続的にそのメンテナンスについて協議する場を設ける必要がある。」としてはいかがでしょうか。	共通インターフェースの実効性を担保するために、今後の状況を考慮しつつ、継続的なメンテナンスの枠組みを設ける必要があると考えるため。	共通インターフェース仕様のメンテナンスはTTCにおいて実施される予定です。 ご意見を踏まえ、次のように修正します。  共通インターフェース仕様のメンテナンスについては、その策定作業が進められているTTCの場で行われる予定である。
21	岩手県 一関市消防本部	2.5.1.2) 共通インターフェース仕様のメンテナンス	共通インターフェース仕様については、TTCの場を活用して引き続き行うことと記載しているが、共通仕様の作成については、国主導で引き続き行う必要がある。	TTCは一般社団法人ではあるものの、構成員は民間企業の集合体であることから、公平性を保つためにも、共通のインターフェースの仕様作成については、国が主導を取り続けることが必要条件である。	TTCで行われている共通インターフェース仕様の検討には消防庁も参加しています。
22	神奈川県 茅ヶ崎市消防本部	2.5.1.2) 共通インターフェース仕様のメンテナンス	共通インターフェースの仕様を策定しても、年々技術が向上する中で、メンテナンスやバージョンアップ等が必要になってきますが、どこが維持管理をしていくかが課題になると考えています。		共通インターフェース仕様の継続検討及びメンテナンスについては、TTCにおいて継続的に実施する予定です。
23	神奈川県 秦野市消防本部	2.5.1.2) 共通インターフェース仕様のメンテナンス	無線運用は音声交信が用途として大半を占めるため、現状では音声のみの接続で間に合っている。 ただし、今後接続する必要性が生じた場合に備え、音声に限定しない接続が望ましいと思われる。	画像伝送など、新たにデータ通信を活用した運用が考えられるため。	同上
<b>既設設備の改修について</b>					
24	東京都 東京消防庁	2.5.2.1) 整備・更新事業と既設設備の改修作業との責任範囲の明確化	「この点については、消防本部で作成した・・・仕様書の修正を行うことが望ましい。」の段落については、削除するか、例示扱いとして文末を「・・・仕様書の修正を行うなどの方法がある。」としてはいかがでしょうか。	確かに1つの解決策ではありますが、この記述ではRFCが必須のように読めること、また、仕様書の作成段階で既設設備メーカーが技術面の開示や協力を拒否する事例もあったことから、対応に幅を持たせなければ不安が残るため。 なお、各メーカーには、接続に係る技術面の開示やメーカー間の接続の調整について、進んで協力いただくことが前提になると考えます。	この部分は、消防職員だけでは仕様書の内容が特定メーカーが有利な内容となっていることに気づけない場合があることを考慮して、メーカー等の客観的な視点からの意見も踏まえて内容の検証を行うことを推奨するもので、その具体的方法は各消防本部において事務負担等も考慮して決定されるものと考えます。 ご意見を踏まえ、次のように修正します。  この点については、消防本部で作成した調達仕様書案に対して、複数の事業者への意見招請（RFC）等を通じて、特定の事業者のみが対応できる技術や作業が含まれていないかどうかを検証し、必要に応じて、寄せられた意見を踏まえて仕様書の修正を行うことが望ましい。
25	大阪府 堺市消防局	2.5.2.1) 整備・更新事業と既設設備の改修作業との責任範囲の明確化	「1)整備・更新事業と既設設備の改修作業と責任範囲の明確化」において、「既設設備の改修や中間サーバーの設置」は別の事業に切り分けることが必要とあるが、その意図は理解するものの、その場合、財政的に予算がつくかどうか厳しい側面がある。	例えば、財政措置であるとか、その必要性について国が何らかの形で担保することを検討されたい。	報告書（素案）の内容に賛同するご意見として承ります。 予算要求上の事情については、本報告書の記載内容や、平成29年2月に各消防本部に宛てられた公正取引委員会からの連絡等を踏まえ、財政当局を含めて公共入札における競争性の確保の必要性について十分に理解していただき、各市町村、消防本部において適切に対応していただく必要があるものと考えます。

# 報告書（素案）に対する構成員等からの意見とそれに対する考え方（案）

NO	回答者所属	対象	意見・質問	理由	意見に対する考え方（案）
26	和歌山県 田辺市消防本部	2.5.2.1) 整備・更新事業と既設設備の改修作業との責任範囲の明確化	防災行政無線への接続及び中間サーバーの設置についても別事業に切り分けるという考え方でよろしいか？	当本部では、消防救急無線（活動波）、消防指令システム及び防災行政無線が同一メーカーであり、消防指令システムの更新の際には、消防救急無線及び防災行政無線への接続について検討する必要がある。	防災行政無線との接続に係るインターフェース仕様がメーカー独自のものであるか、その情報の開示が行われているか等の条件によりますが、同様の対応が必要になる可能性があるものと考えます。
<b>独自機能に係るインターフェース仕様の開示について</b>					
27	日本電気株式会社	2.5.3.2) 独自機能に係るインターフェース仕様の開示に係る瑕疵担保	「納入されたインターフェース仕様に不備があり～明らかになった場合には、不足しているインターフェース仕様の開示をすることを求める」との記載は、メーカー側に無期限の瑕疵担保期間を求めると誤解されかねないものであり、メーカーが担う瑕疵担保責任範囲・期間と一致しない場合があることの注記を提案します。		ご意見を踏まえ、納入されたシステムの瑕疵担保とは別の要件として示すものであることを明記します。
<b>事業費の妥当性の検証について</b>					
28	青森県 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	2.5.4.1) 事業費の妥当性の検証	費用の妥当性を検証するにあたって課題とされている必要なノウハウやメーカーとの交渉力を持たない場合の方策（外部委託以外）を示していただけませんか。	必要なノウハウや交渉力を持たない消防本部では、外部委託に限られるため。	外部委託以外の方法としては、市長部局との連携や他の消防本部の調達事例を共有する仕組みの活用等が考えられます。
29	大阪府 堺市消防局	2.5.4.1) 事業費の妥当性の検証	「1）事業費の妥当性の検証」において、消防本部側で検証を行うことが困難とあるが、まさにそのとおりで、随契となる以上、既設業者の言い値となることが容易に予想される。	P45(6)に、消防庁及び全国消防長会にて消防本部の情報共有の仕組みを検討中である、との記載もあるが、事業費の妥当性については、国から指針を示すことが最も効果的であると思われる。 国から共通インターフェース仕様が示されれば、製造メーカから同じ製品が各消防本部に供給されると思われるので、競争原理も働き、おのずと適正な価格となるのではないかと。	共通インターフェース仕様の策定については、報告書（素案）の内容に賛同するご意見として承ります。 なお、工事費等については、事業者間の競争により決定されるべきものであり、標準価格に従い入札価格等が決定されることは独占禁止法に抵触するおそれがあることから、本研究会でそのような基準を示すことは適当でないと考えます。
30	和歌山県 田辺市消防本部	2.5.4.1) 事業費の妥当性の検証	既設設備の改修や中間サーバーの設置に伴う費用の妥当性を判断する目安はあるのか？	特に中間サーバーの設置となると今までにない対応であり、費用の妥当性を判断する材料がない状態のため、メーカーの言い値になってしまう恐れがある。	報告書（案）に記載のとおり、費用の妥当性の検証に当たっては、消防本部間の事例共有や市長部局との連携、外部支援事業者の活用等が考えられます。
31	東京都 東京消防庁	2.5.4.2) 消防指令システムと消防救急無線の接続が必要な機能の検証	「両システムの接続は一切行わずに運用する方法もあることを念頭に、両システム間での接続を行う機能を必要最低限のものに限るよう、十分に検証することが望ましい。」とありますが、「両システムの接続は一切行わずに運用する方法や、両システム間での接続を行う機能を必要最低限のものに限る方法もある。」としてはいかがでしょうか。	ここに挙げられた事例は、消極的な理由によりこのような方法を取らざるを得なかった可能性もあり、運用上の効果が期待される機能を犠牲にするべきではないと考えるため。	ご指摘の箇所については、機能の必要性の検証が十分に行われず、実際には使われない機能について異メーカー間接続のコストが生じることを避けることの必要性を言及するものであり、それぞれの消防本部にとって必要な機能までを犠牲にすることを求めるものではありません。 ご意見を踏まえ、音声のみの接続に限る方法や一切の接続を行わない方法はあくまで選択肢のひとつであることをより明確化するため、次のように修正します。  両システムの接続は一切行わずに運用する方法があることも考慮しつつ、
32	大阪府 堺市消防局	3.2.2.2) 留意点	「～見積りの妥当性を検証することが困難である。他情報システムの改修費用の妥当性を検証するために、当該他情報システムの構築業者から改修費用の見積りを検証可能な粒度で取得することが望ましい。」との記載について	費用の妥当性を検証するためには、SEのクラス及びプログラムのボリュームが判明しなければ算定不能です。当該他情報システムの構築業者から改修費用の見積りを検証可能な粒度で取得しても、プログラム全てを検証する事は困難で、見積りの妥当性を検証することはより困難と思慮します。	今後、各消防本部の調達事例について消防本部間で共有する仕組みを構築することとしているため、詳細な見積りを提示させるとともに、管轄人口や地理的条件、システム規模等の条件に近い本部の例を参考にすることが適当と考えます。
<b>事例収集について</b>					
33	青森県 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	2.5.2.2) 整備・更新設備と既設設備の接続に係る調整	システム調達に係る事例を収集・共有する仕組みを早期に構築するように提言願いたい。	現状、インターネットによる情報収集がメーカーからの情報提供に限られており、全国規模の事例やノウハウの共有は非常に有益であるため。	報告書（素案）の内容に賛同するご意見として承ります。
34	東京都 八丈町消防本部	2.5.2.2) 整備・更新設備と既設設備の接続に係る調整	消防本部間で、システム調達に係る事例を収集・共有する仕組みを構築し、システム調達に関するノウハウを共有することは、小規模な自治体において、当該事業費用の妥当性の検証に有効だと考えます。詳細工数の提示や、工数単価など企業側の営業機密に係る点について、共有化が可能か疑問が残ります。	小規模消防本部における知識・技量の不足、専任職員が皆無、事業間隔が数十年開くことでノウハウの蓄積がされにくい点、報告書素案の分析通り。 離島・I型～III型に非該当の指令システム・無線設備を導入している小規模本部における事業費用の妥当性検証方法について、事例共有の仕組み構築が有効であると考えられるため。（小規模は小規模本部で事例索引できるよう希望致します）	報告書（素案）の内容に賛同するご意見として承ります。

# 報告書（素案）に対する構成員等からの意見とそれに対する考え方（案）

NO	回答者所属	対象	意見・質問	理由	意見に対する考え方（案）
35	神奈川県 茅ヶ崎市消防本部	2.5.2.2) 整備・更新設備と既設設備の接続に係る調整	今後、指令システムや消防救急無線を個別に契約した消防本部のノウハウを共有できるようにすることが有効になります。情報は、最新のものが必要と思われるため、平成29年度、30年度以降に個別契約した消防本部の情報を共有することが、その後の各消防本部の経費削減につながると考えています。		報告書（素案）の内容に賛同するご意見として承ります。
36	大阪府 大阪市消防局	2.5.5 各消防本部がそれぞれの課題に対する対応を適切に実施するための措置	事例収集項目の追加 ①基本計画時の設計業務の概算予算額 ②設計業務の予定価格 ③設計業務の契約金額 ④基本計画時の構築管理業務の概算予算額 ⑤構築管理業務の予定価格 ⑥構築管理業務の契約金額 ⑦基本計画時の構築業務の概算予算額 ⑧構築業務の予定価格 ⑨システムの更新期間	更新事業を始めるにあたり、財政部門から概算事業費や他本部の状況との比較も求められるため、予算要求時に活用できる項目を追加していただきたい。	ご意見を踏まえて、盛り込まれていない項目を追加します。 なお、③、⑥及び⑨については既に盛り込まれている情報と考えます。
37	東京都 八丈町消防本部	3.2.1.2) 留意点	P31で調達事例の収集・共有する仕組みの構築が提唱されていますが、本項目では、「他消防本部への情報提供依頼等によって…」となっています。情報提供依頼よりも、共有システムの活用が、小規模本部が、他町村と比較検証をするにあたり、より有効性が高いと考えます。	総務省消防庁の調査統計システムや、全国消防長会オンライン内で、調達情報共有化システム構築がなされるとすれば、全国の小規模本部間で費用の妥当性検証が可能となるため。	具体的情報共有方法については、現在消防庁と全国消防長会との間で情報管理システムの活用を含めて具体的な仕組みについて検討中です。
38	青森県 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	3.2.1.2) (6) 他消防本部との情報共有	情報共有の仕組みを検討中とされているが、早期に構築するように提言願いたい。	現状、インターネットによる情報収集かメーカーからの情報提供に限られており、全国規模の事例やノウハウの共有は非常に有益であるため。	報告書（素案）の内容に賛同するご意見として承ります。
<b>その他のガイドラインの記載内容について</b>					
39	宮城県 仙台市消防局	3.2.1.1) 実施内容の概要	契約形態として、「工事請負」、「製造物請負」、「業務委託」等、事業構想段階から関係部門と綿密に協議する必要があることを明記したほうがよいと考えます。	消防本部等により異なると思われませんが、契約形態により契約担当部門や工事担当部門の関わり方、総合評価等の手続き、受注者に求める資格要件（建設業法に基づくもの）、個人情報保護の観点での共同企業体での入札や再委託（下請け）の制限等が大きく異なり、また、構築後の保守も含んだ一括契約とする場合等においても、事前に関係部門との調整が必要となるケースが多いと考えられます。	ご指摘の通り、自治体によっては、契約形態に応じて本ガイドラインの記載事項が達成できないことが懸念されますので、契約形態の事前協議を追記します。
40	神奈川県 秦野市消防本部	3.2.1.2) 留意点	市長部局の支援を得られる場合であっても、事務主管課の職員が主導するべきであるとする。よって、知見を有する職員が困窮する消防本部の場合、総務省によるアドバイザー派遣を導入した方が契約発注事務の底上げができるのではないかと考える。	知見を有する職員がいない小規模団体＝他の事務組織も人手が手薄の状況であり、対応困難であると予測されるから。	報告書（素案）の内容に賛同するご意見として承ります。 アドバイザー派遣については、消防庁において今後の参考とさせていただきます。
41	日本電気株式会社	3.2.1.5) 消防本部側の体制の検討	P45 表3-1 消防本部側の体制強化に向けた方策における表記方法について、優先度の列（高い、低い）が何を現したものであるのか理解が難しいです。直前の本文中の記述が、どのように優先度の判断にたどり着くものであるかも不明であり、当該列を削除するか、別図例例えば（3-5）のようなメリット・デメリットを現した方法が内容の理解を高めるものと考えます。表記方法の再考を提案します。		表3-1の優先度については、ご指摘の通り不明瞭であったため表中から削除し、本文中に説明を追記いたしました。 なお、優先度の考え方は、一義的には発注者である消防本部職員が十分な知見を有することが望ましいため優先度を高く設定しており、次いで市長部局職員の協力としております。外部支援業者に委託する場合は、委託費用が発生するため優先度を低く設定しています。
42	静岡県 駿東伊豆消防本部	3.2.2.1) 実施内容の概要	RFI資料や要件定義書などについて具体例のようなものを提示してほしい。	作成するときに、具体例があればそれをもとに自分たちの状況に置き換えて検討することができ、作成時に参考になるため。	消防指令システムや消防救急無線については、700を超える消防本部毎に、その規模や地域特性等により必要な設備構成や機能等の要件が異なることから、本研究会において統一的なRFI資料や要件定義書の策定までを行うことは困難と考えます。 消防本部間で調達に係る事例共有を行う仕組みを構築することとしているので、管轄人口や地理的条件、システムの規模等の各種条件が近い本部の事例を参考にさせていただくことが有効と考えます。
43	静岡県 駿東伊豆消防本部	3.2.3.1) 実施内容の概要	特定の事業者のみが対応できる技術や作業が含まれていない公平性を担保した標準的な仕様書を人口規模ごとに提示してほしい。	仕様書の内容が専門的すぎ、複数の事業者の確認を取っても、それぞれの事業者の言い分もあり、公平性が保たれているかどうかの判断が難しいため。	消防指令システムや消防救急無線については、700を超える消防本部毎に、その規模や地域特性等により必要な設備構成や機能等の要件が異なることから、本研究会において標準的な仕様書の策定までを行うことは困難と考えます。

# 報告書（素案）に対する構成員等からの意見とそれに対する考え方（案）

NO	回答者所属	対象	意見・質問	理由	意見に対する考え方（案）
44	宮城県 仙台市消防局	3.2.3.1) 実施内容の概要	総合評価落札方式において、落札者決定基準の考え方や評価方法の例示があればよいと考えます。	落札者決定基準の策定時には、「加算方式」と「除算方式」、加算方式採用時には「価格評価点」と「技術点提案評価点」の比率、技術提案評価では「絶対評価」や「相対評価」、「評価項目の設定」など、実績のない消防本部等では大変苦慮します。国の「情報システムの調達に係る総合評価方式の標準ガイドライン（H14、H25）」等の各種ガイドラインや他都市事例等を例示し、具体的に踏み込んだ内容としていただければ幸いです。また、基本構想策定や調達仕様書策定時、その後の支援等をコンサル事業者に業務委託する機会が多いと考えておりますが、コンサル事業者の選定にも総合評価落札方式を適用するケースも考えられるため、国の「総合評価落札方式ガイドブック（調査、広報、研究開発）」等を参考にした例示等があればよいと考えます。	ご指摘の通り、落札者決定基準・評価方法の決定に必要な各種ガイドラインを追記します。なお、具体的な評価項目や得点については調達対象システムの規模や特性に応じるため、消防本部間での調達事例の共有の仕組みを活用することが適切と考えます。
45	日本電気株式会社	3.2.3.1) 実施内容の概要	図3-14 落札方式のメリット・デメリットの中（公募型/指名型プロポーザル）のデメリットと（「極力採用しない」とする単独随契契約）のデメリットが同じであるとは考えられず、（公募型/指名型プロポーザル）においては、「透明性が十分でない」を本文中の記載に合わせて、「透明性においては懸念が残る」に変更することを提案します。		ご意見を踏まえて修正します。
46	日本電気株式会社	3.2.3.2) (4) 次期システム更新時の移行作業の記載	調達の契約において、構築と保守が一体で含まれる契約になるとは限らず、また構築業者と保守業者が同一とも限りません。このため、調達（構築）の要件定義書に次期システムの更新時の作業の事項を記載してあっても、移行作業時には有効な契約が存在せず、履行可能とはならない場合があります。移行作業の記載は保守仕様に記載することも必要であるとの注記を提案します。		ご指摘の通り、構築・保守の一括調達と構築・保守の分離調達によって移行作業は異なりますので、両者に応じて追記します。
47	北海道 斜里地区消防組合消防本部	3.2.1.2) 留意点	システムライフサイクルコストの把握についてRFIが非常に有効である。	次期システム構築費用等の把握に有用。	報告書（素案）の内容に賛同するご意見として承ります。
48	神奈川県 茅ヶ崎市消防本部	3.2.1.2) (4) 調達範囲における運用保守業務の扱い	指令システムと消防救急無線を同一契約した場合と個別契約した場合のシステムライフサイクルコストを比較検討することが必要だと考えています。		報告書（素案）の内容に賛同するご意見として承ります。
49	静岡県 志太消防本部	3.2.3.2) (4) 次期システム更新時の移行作業の記載	全更新に向け、現システム構築業者以外の事業者が参入しやすいように仕様書作成の際は留意したい。	平成37年に指令台の更新、38年にデジタル無線の更新を予定しているため。	報告書（素案）の内容に賛同するご意見として承ります。